

令和5年度 横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業 新規実施園募集要項

1 はまっ子広場事業の概要

幼稚園、幼稚園型認定こども園の園庭、園舎を開放することで、地域の未就園児が、保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場や保護者同士が交流、情報交換できる場を提供することを目的とした事業です。

はまっ子広場事業は、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6年度）で市内49か所の設置を目標にしています。

- 1 通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）【必須事業】
- 2 長期休業中の園庭・園舎開放（1日2時間以上）【選択事業】
- 3 交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業（年10回以上）【選択事業】

<事業の利用対象者>

横浜市内の就学前児童とその保護者（在園児とその保護者は含まれません）

2 募集の概要

(1) 募集期間

令和5年9月20日(水)～10月31日(火)

(2) 募集対象園

横浜市内にある私立の幼稚園（私学助成、施設型給付）、幼稚園型認定こども園

※令和6年4月に幼保連携型認定こども園に移行予定の園につきましては、対象外とします。

※令和6年度以降に、はまっ子広場事業を新規に実施する園が、将来的に幼保連携型認定こども園に移行した場合は、幼稚園のはまっ子広場事業ではなく、認定こども園及び保育所が実施している「地域子育て支援事業（子育てひろば）」へ移行して頂きます。

「子育てひろば」は、専任従事者の配置が必要等、要件が異なりますので、ご注意ください。

(3) 募集予定数

常設園 3園程度（令和6年4月開始）

※今回は非常設園の募集は行いません。

※現在、非常設の私立幼稚園等はまっ子広場事業を実施している園も応募できます。

(4) 募集の事業内容

通常期に週5日又は週3日、園庭・園舎開放することを必須とし、さらに、次の表の通り、事業を選択し、規定の日数・回数を実施します。

＜常設園 事業内容（別紙3「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」別表第1）＞

事業の組合せ（常設メニュー）	実施回数基準	補助金額の上限額
（必須事業） 1 通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週5日	500,000円
	週3日	300,000円
（選択事業①） 2 長期休業中の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週3日	300,000円
（選択事業②） 3 交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業 （交流保育、育児講座、親子教室、子育て講演会、音楽会、育児相談など）	年10回以上	200,000円

3 公募の条件

(1) 申請できる対象者

横浜市内にある私立の幼稚園（私学助成、施設型給付）、幼稚園型認定こども園の設置者

(2) 実施場所

選定された幼稚園及び幼稚園型認定こども園の園庭・園舎

(3) 事業開始予定時期

常設園：令和6年4月

(4) 事業実施内容等に係る基本的事項

次の各項目のほか、別紙3「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」の定めによりますので、ご熟読とご理解の上、申請を行ってください。

ア 補助金の上限額、支払い等

(ア) 補助金額は、別紙3「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」の別表第1に掲げる額を年間の上限額とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨て、予算の範囲内で補助を行います。

【参考】補助上限額

必須事業：通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）

選択事業①：長期休業中の園庭・園舎開放（1日2時間以上）（週3日）

選択事業②：交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業（年10回）

		必須のみ	必須+選択①	必須+選択②	必須+選択①+②
必須①	週5日	500,000	800,000	700,000	1,000,000
	週3日	300,000	600,000	500,000	800,000

(イ) 年度の途中で新たに事業を開始又は廃止したときは、それぞれ実施月数に応じた月割りとし、算定した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。なお、月の途中で新たに事業を開始又は廃止したときは、その月を補助の対象とします。

(ウ) 補助金の請求は、補助金申請後、内容を審査したうえで、補助金の交付決定後に行っていただきます。補助金の支払いは、年1回、一括です。

イ 園庭・園舎開放の開放日数の目安について

園庭・園舎開放における日数の目安は以下のとおりとします。なお、開放日に利用者が0人であっても開催日数に含めます（中止等の場合は除く）。また、園の行事等により特定の日を休止し、各月または年において下記日数を下回る場合は問題はありませんが、著しく目安を下回る場合は、実施状況を確認させていただく場合があります。

<園庭園舎開放の開放日数の目安>

常設園	通常期（週5日）	概ね月20日、概ね年190日 （※4月、7月、12月、1月、3月は概ね15日程度）
	通常期（週3日）	概ね月12日、概ね年114日 （※4月、7月、12月、1月、3月は概ね9日程度）
	長期休業期間	春季・夏季・冬季合わせて概ね30日程度

※通常期・長期休業期間を除く

ウ 個人情報の保護等

事業を通じて、利用者の個人情報を取り扱う場合があります。その際は、横浜市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

エ 保険の加入

不特定多数の利用者を対象にする事業ですので、保険の加入は各園の実情により計画してください。

オ その他

(ア) 別紙3「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」第15条各号の規定に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付した補助金の一部又は全部を返還することがあります。

(イ) 国又は他の地方公共団体が行う同種の補助金を活用した事業は、本補助事業として重複して実施することはできません。

特に、神奈川県から「神奈川県私立幼稚園地域開放推進費補助金」を受けて事業を実施している場合は、本事業とは事業内容及び収支を分けて実施する必要がありますので、ご注意ください。

県補助事業と重複していないか等、神奈川県に確認させていただくことがあります。

4 実施園の選定

(1) 選定の流れ

時 期	手続等
令和5年9月20日(水)	募集要項の公表(横浜市子ども青少年局ホームページに掲載)
同 9月20日(水)	申請書の受付開始
同 10月31日(火)まで	申請予定園の事前個別説明(必須)
同 10月31日(火)必着	申請書の受付締切
同 11月中旬	実施予定場所の現地調査
同 12月中旬	審査
同 12月下旬~1月上旬	選定結果通知
令和6年4月	幼稚園等はまっ子広場事業開始

(2) 申請方法

申請書及び添付書類一式をEメールでご提出をお願いします。

※応募意向のある園は、申請書の提出前に個別説明を行います。(必須)。日程調整を行いますので、まずは担当者あて、早めにご連絡ください。

ア 申請書に添付する書類

【別紙1-1】私立幼稚園等はまっ子広場事業申請書に記載のとおり。

**※ 申請書に記述された内容で選定、評価を行います。
申請書には、具体的かつ分かりやすい記述をお願いします。**

イ 申請書類受付期間

令和5年9月20日(水)から10月31日(火)まで(必着)

ウ 提出先

電子メールアドレス：kd-yojihojyokin@city.yokohama.jp

横浜市役所子ども青少年局 保育・教育運営課 幼児教育係私立幼稚園等はまっ子広場事業担当宛

エ 追加書類の提出

アの提出書類の他に、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

オ 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

カ 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

キ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

ク その他留意事項

(ア) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(イ) 以下に該当する場合、その応募は無効とします。

- ・応募資格を有しないもの
- ・応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの
- ・審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

(ウ) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

(3) 選定方法

実施園の選定に当たっては、申請者からの申請書類について、選定基準に照らし、書類審査及び実地調査により、こども青少年局で評価をします。選定基準を全て満たし、かつ、評点の高い申請者を順に選定します。

ア 選定基準

選定にあたっては、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 幼稚園等の施設及び機能を広く市民等に開放し、乳幼児やその養育者への子育て支援事業の活動を行うことを通じて、養育者の育児にかかる心身の負担軽減及び子どもの健やかな育ちを促進することができる者であること。
- (イ) 事業の目的を十分に理解し、安全及び安定的、並びに効果的に事業を運営することが見込まれる者であること。
- (ウ) 事業運営にあたり、地域において子育てに関する支援活動を行なう者、市及び区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる者であること。

イ 実施予定場所の実地調査、ヒアリング

本市職員が、実施予定場所の実地調査を行います。また、必要に応じてヒアリングを行います。実地調査は、11月中旬を予定しています。実地調査の希望日時を申請書にご記入ください。後日、調整の上、決定させていただきます。

(ア) 実施日時

令和5年11月中旬を予定（別途調整させていただきます）、時間は1時間30分程度

(イ) 訪問人数

2～3名程度

(ウ) その他

直接施設へお伺いします。施設内を簡単にご案内くださるようお願いいたします。
また、施設内外を写真撮影させていただきますのでご了承ください。
(審査資料以外の目的では使用いたしません。)

ウ 評価

(ア) 選定基準を全て満たしていない場合の措置

上記ア 選定基準を全て満たしていない申請者については、選定しません。

(イ) 加点項目

申請された幼稚園等から概ね1 km圏内に、週3日以上開設している親子の居場所（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、認定こども園・保育所子育てひろば、幼稚園等はまっ子広場）がない場合は、市内の配置バランスを考慮して、評点を加算します。また、実施日数や実施メニュー（通常期の園庭・園舎開放、長期休業中の園庭・園舎開放及び育児支援事業）の組み合わせ等を踏まえ、評点を加算し、評価点数の高い申請者を順に選定します。

エ 選定結果通知

選定結果（選定又は選定外の結果等）は、申請者全員に文書で通知します。

通知の時期は、令和5年12月下旬から令和6年1月上旬を予定していますが、選定作業の状況により時期を変更する場合があります。

オ 選定結果の公表

新規実施園の選定後、選定状況の概要については横浜市子ども青少年局ホームページ等において公表します。

5 非常設園から常設園への転換について

既存の非常設園が常設園に申請し、常設園に選定された場合は、常設園実施開始日の前日までを非常設園実施期間とします。

常設園に選定されなかった場合は、非常設園の選定を行わずにそのまま継続の取扱いとします。

6 別添資料等

【別紙1】新規実施申請書一式

【別紙2】収支予算書 作成要領・記入例

【別紙3】横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱

【別紙4】令和5年度横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金事務取扱説明書

7 問い合わせ先

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課 担当者：和田・藤原

住所：横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-2085

電子メールアドレス：kd-yojihoyokin@city.yokohama.jp